

制定	昭42県公委規程第1号
改正	昭48県公委規程第4号
	昭48県公委規程第5号
	昭48県公委規程第8号
	昭51県公委規程第1号
	昭52県公委規程第2号
	昭54県公委規程第1号
	昭54県公委規程第3号
	昭57県公委規程第6号
	昭59県公委規程第1号
	昭60県公委規程第4号
	昭61県公委規程第1号
	昭62県公委規程第3号
	平元県公委規程第2号
	平2県公委規程第1号
	平4県公委規程第1号
	平6県公委規程第5号
	平6県公委規程第7号
	平6県公委規程第8号
	平8県公委規程第6号
	平9県公委規程第2号
	平12県公委規程第8号
	平13県公委規程第1号
	平13県公委規程第7号
	平14県公委規程第2号
	平14県公委規程第9号
	平16県公委規程第1号
	平16県公委規程第5号
	平17県公委規程第1号
	平18県公委規程第5号
	平18県公委規程第9号
	平28県公委規程第1号
	令元県公委規程第2号
	令4県公委規程第8号

岐阜県公安委員会公印規程

(目的)

第1条 この規程は、岐阜県公安委員会の公印（以下「公印」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の制式等)

第2条 公印の種類、制式及び用途は別表第1のとおりとする。

(公印の保管等)

第3条 公印の備付箇所、個数及び管理責任者は別表第2のとおりとする。

2 前項の場合において、警察本部長は特に必要があると認めるときは、他の部署の長

に公印を保管させることができる。

(公印の登録)

第4条 総務室総務課長は、公印台帳（別記様式）を備付け、公印の印影を登録しなければならない。

(印影の使用)

第5条 公印の押印に代えて印影を印刷することができる。

2 前項の場合における印影は、朱色とする。

(電子計算機による印影の出力)

第6条 別表第3に掲げる公印の種類ごとに同表の用途の欄に定める文書は、公印の押印に代えて、電子計算機に記録した当該公印の印影を出力したもの（以下「電子公印」という。）を使用することができる。

2 前項に規定する電子公印の使用責任者は、別表第3に定めるところによる。

3 第1項の場合における印影は朱色とする。

(警察本部長への委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、公印の保管、使用等について必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則 [昭和42年3月10日
岐阜県公安委員会規程第1号]

1 この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

2 岐阜県公安委員会公印規程（昭和34年岐阜県公安委員会規程第4号。以下「旧規定」という。）は廃止する。

3 この規程の施行の際現に旧規程の規定に基づいて調整されている公印は、この規程の相当規定に基づいて調製された公印とみなす。

附 則 [昭和48年3月11日
岐阜県公安委員会規程第4号]

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 [昭和48年7月27日
岐阜県公安委員会規程第5号]

この規程は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則 [昭和48年9月28日
岐阜県公安委員会規程第8号]

この規程は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則 [昭和51年4月1日
岐阜県公安委員会規程第1号]

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 [昭和52年4月1日
岐阜県公安委員会規程第2号]

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 [昭和54年2月15日
岐阜県公安委員会規程第1号]

この規程は、昭和54年2月15日から施行する。

附 則 [昭和54年7月1日
岐阜県公安委員会規程第3号]

この規程は、昭和54年7月23日から施行する。

附 則 [昭和57年11月1日
岐阜県公安委員会規程第6号]

この規程は、昭和58年1月4日から施行する。

附 則 [昭和59年2月10日
岐阜県公安委員会規程第1号]

この規程は、昭和59年3月1日から施行する。

附 則 [昭和60年6月22日
岐阜県公安委員会規程第4号]

この規程は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則 [昭和61年3月28日
岐阜県公安委員会規程第1号]

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 [昭和62年3月23日
岐阜県公安委員会規程第3号]

この規程は、昭和62年3月23日から施行する。

附 則 [平成元年3月24日
岐阜県公安委員会規程第2号]

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 [平成2年3月23日
岐阜県公安委員会規程第1号]

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 [平成4年2月28日
岐阜県公安委員会規程第1号]

この規程は、平成4年3月1日から施行する。

附 則 [平成6年9月21日
岐阜県公安委員会規程第5号]

この規程は、平成6年9月26日から実施する。

附 則
〔平成6年10月14日
岐阜県公安委員会規程第7号抄〕
(施行期日)

2 この規程による改正後の岐阜県公安委員会公印規程は、平成6年11月1日から施行する。

附 則
〔平成6年10月14日
岐阜県公安委員会規程第8号〕
この規程は、平成6年11月1日から施行する。

附 則
〔平成8年11月22日
岐阜県公安委員会規程第6号〕
この規程は、平成8年12月1日から施行する。

附 則
〔平成9年3月14日
岐阜県公安委員会規程第2号〕
この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則
〔平成12年9月29日
岐阜県公安委員会規程第8号〕
この規程は、平成12年10月1日から施行する。

附 則
〔平成13年3月12日
岐阜県公安委員会規程第1号〕
この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則
〔平成13年8月24日
岐阜県公安委員会規程第7号〕
この規程は、平成13年9月1日から施行する。

附 則
〔平成14年3月8日
岐阜県公安委員会規程第2号〕
この規程は、平成14年3月11日から施行する。

附 則
〔平成14年6月28日
岐阜県公安委員会規程第9号〕
この規程は、平成14年7月1日から施行する。

附 則
〔平成16年2月5日
岐阜県公安委員会規程第1号〕
この規程は、平成16年3月1日から施行する。

附 則
〔平成16年12月13日
岐阜県公安委員会規程第5号〕

- 1 この規程は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に使用する公印の印影登録は、改正後の公印台帳により整理するものとする。

附 則 平成17年3月11日
岐阜県公安委員会規程第1号

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 平成18年3月24日
岐阜県公安委員会規程第5号

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 平成18年5月26日
岐阜県公安委員会規程第9号

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 平成28年2月12日
岐阜県公安委員会規程第1号

この規程は、平成28年2月12日から施行する。

附 則 令和元年7月30日
岐阜県公安委員会規程第2号

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 令和4年9月9日
岐阜県公安委員会規程第8号

この規程は、令和4年9月9日から施行する。

別記様式（第4条関係）

公 印 台 帳	
種類	(印影)
用途	
備付箇所	
管理責任者	
使用開始 年月日	年 月 日
廃止 年月日	年 月 日
摘要	
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 この台帳は、公印1個につき1枚を作成すること。 2 摘要欄には、作成（改刻）又は廃止の理由、廃止公印の処理状況その他必要な事項について、その要点を記載すること。 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別表第1（第2条関係）

種類	制式			用途
	形状	寸法 (ミリメートル)	書体	
岐阜県公安委員会委員長印		方 30	てん書	一般文書の押印
岐阜県公安委員会印 1号		方 23	やまと 古字	1 一般文書の押印 2 免許、許可、認可及び認定に関する文書の押印 3 行政処分に関する文書の押印
岐阜県公安委員会印 2号		方 23	やまと 古字	運転免許に関する文書の押印
岐阜県公安委員会印 3号		方 10	やまと 古字	1 法令に基づく検定の合格及び身分の証明に関する文書の押印 2 違反者講習通知書の押印
岐阜県公安委員会印 4号		方 4.5	やまと 古字	運転免許証及び運転経歴証明書の押印
岐阜県公安委員会小印		縦 21 横 6	正かい書	免許、許可及び認可に関する文書の押印
岐阜県公安委員会小略印		縦 13 横 4	正かい書	運転免許証及び仮運転免許証の備考欄の押印
岐阜県公安委員会丸印		直径 28	てん書	国外運転免許証の押印
岐阜県公安委員会小丸印		直径 20	てん書	国外運転免許証の運転できる自動車の種類の押印
岐阜県公安委員会プレス印 (A)		直径 22	れい書	1 仮運転免許証の押出しプレスとして押印 2 警備員等検定合格証の押出しプレスとして押印 3 駐車監視員資格者証の押出しプレスとして押印
岐阜県公安委員会プレス印 (B)		縦径 22 横径 30 だ円形	れい書	免許、許可証関係の押出しプレスとして押印

別表第2（第3条関係）

種類	備付区分		管理責任者
	箇所	個数	
岐阜県公安委員会委員長印	総務室総務課	1	総務室総務課長
岐阜県公安委員会印 1号	総務室総務課	1	総務室総務課長
	地域部自動車警ら隊	1	地域部自動車警ら隊長
	交通部運転免許課	1	交通部運転免許課長
	自動車運転免許試験場	1	自動車運転免許試験場長
	交通部交通機動隊	1	交通部交通機動隊長
	交通部高速道路交通警察隊	1	交通部高速道路交通警察隊長
	警察署	各1	警察署長
	警部交番（岩村、金山及び神岡）	各1	交番所長
岐阜県公安委員会印 2号	交通部運転免許課	1	交通部運転免許課長
岐阜県公安委員会印 3号	総務室総務課	1	総務室総務課長
岐阜県公安委員会印 4号	総務室総務課	1	総務室総務課長
岐阜県公安委員会小印	警察署	各1	警察署の副署長、次長又は課長
岐阜県公安委員会小略印	運転者講習センター	6	交通部運転免許課長が指定する職員
	自動車運転免許試験場	3	自動車運転免許試験場長
	警察署	各1	警察署の副署長、次長又は課長
	警部交番（岩村、金山及び神岡）	各1	交番所長
岐阜県公安委員会丸印	交通部運転免許課	1	交通部運転免許課長
岐阜県公安委員会小丸印	交通部運転免許課	1	交通部運転免許課長
岐阜県公安委員会プレス印 (A)	生活安全部生活安全総務課	1	生活安全部生活安全総務課次席
	交通部交通指導課	1	交通部交通指導課次席
	運転者講習センター (岐阜、多治見、東濃及び飛驒)	4	交通部運転免許課長が指定する職員
	自動車運転免許試験場	1	自動車運転免許試験場長
	岐阜中、岐阜南、岐阜北、各務原、 岐阜羽島、海津、養老、大垣、北方、 郡上、閻、加茂、可児、多治見、 中津川及び高山警察署	各1	警察署の副署長、次長又は課長
岐阜県公安委員会プレス印 (B)	交通部運転免許課	1	交通部運転免許課次席
	自動車運転免許試験場	2	自動車運転免許試験場長
	運転者講習センター（岐阜を除く。）	5	交通部運転免許課長が指定する職員
	警察署生活安全課	各1	警察署の副署長、次長又は課長
	警察署交通課	各1	警察署の副署長、次長又は課長

別表第3（第6条関係）

公印の種類	使用責任者	用 途
岐阜県公安委員会印 1号	交通部交通指導課長	放置違反金納付命令書、弁明通知書及び督促状
岐阜県公安委員会印 4号	交通部運転免許課長	運転免許証及び運転経歴証明書